

検査予約票

FAX : 028-622-9913

株式会社 総研 確認検査部

総研記入	受付番号 第SKA	号	受付日	令和	年	月	日	受付 担当者	
------	-----------	---	-----	----	---	---	---	-----------	--

※検査に必要な書類に関しては、変更の書類も含めて、○日前までにご提出願います。また、受付は検査申請書の受理後となります

代理者	会社名		氏 名	
	住所		TEL	
			FAX	

物件内容	検査希望日	第一希望日	令和	年	月	日	第二希望日	令和	年	月	日			
		※検査時間の連絡は前日までいたします。検査は原則午前中に行かせていただきます。												
	検査の種類	建築基準法	住宅あんしん保証			フラット35		住宅省エネルギー性能証明						
		☐ 中間検査	☐ 基礎 ☐ 躯体 ☐ その他			☐ 中間検査		☐ 一回目(断熱材)						
		☐ 完了検査	住宅保証機構			☐ 竣工検査		☐ 二回目(完了)						
			☐ 基礎 ☐ 躯体 ☐ その他											
	※完了検査とフラット竣工検査を同時に受ける場合は両方にチェック願います													
	確認 済証番号	第SKA	- 11 -			号	確認済証 交付日	令和	年	月	日			
	中間検査 合格証番号	第SKA	- 31 -			号	合格証 交付日	令和	年	月	日			
	物件名						申請者名							
	建築地													

主要用途				構造・階数			検査対象 面積			m ²			
特定工程	☐	屋根工事完了時	☐	小屋組及び耐力壁工事完了時	☐	その他(							
変更の有無	基準法上または省エネ上の軽微・計画変更の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 (省エネ)												

連絡先	会社名						TEL				
							FAX				
	担当者						携帯				

※検査時は、設計者又は監理者の立会をお願いいたします
尚、検査日時等の変更は、検査予定日の2日前までにご連絡ください

手数料		入金確認	／
-----	--	------	---

請求先	☐	建築主	☐	代理人	☐	設計者	☐	施工者	☐	その他(下記に記入)	検査済証の受領
請求書 送付先	☐	建築主	☐	代理人	☐	設計者	☐	施工者	☐	その他(下記に記入)	

※請求先及び請求書送付先が上記以外の場合、下記にご記入お願いいたします

請求先	会社名						氏名				
	住 所						TEL				
							FAX				

請求書 送付先	会社名						氏名				
	住 所						TEL				
							FAX				

総研記入	検査予定日	令和	年	月	日	検査時間	:	～	検査員名 (予定)	
------	-------	----	---	---	---	------	---	---	--------------	--

2階建て木造住宅等の

完了検査の実施方法が変わります

完了検査時に工事写真、納品書、品質管理記録を準備してください！

建築基準法の改正により、令和7年4月1日以降に着工する2階建て木造住宅等は検査省略制度（旧4号特例）の対象外となり、すべての建築基準関係規定に適合するかを検査します。

併せて、建築物省エネ法の改正により、省エネ基準に関する検査も必要になります。

2階建て木造住宅等について円滑な検査を実施するため、必要資料の提出・準備をお願いします。

①対象となる建築物（以下のすべてに該当）

- ☐ 令和7年4月1日以降に着工
- ☐ 木造
- ☐ 階数2以下
- ☐ 延べ面積300㎡以下
- ☐ 改正後の法第6条第1項第1号又は第3号に該当しない

- ：必ず提出
- ：該当する場合のみ提出
- ◎：該当するものを1つ以上提出

②完了検査申請時に提出していただく書類

- 完了検査申請書（別記第19号様式）
- ◎ 省エネ適判・軽微な変更に要した図書等
- 委任状
- ◎ 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定に要した図書等
- 構造関係基準に係る工事監理報告書
- ◎ 建設住宅性能評価に係る検査報告書
- 省エネ関係基準に係る工事監理報告書
- ◎ 建築物省エネ法施行規則第8条各号の認定等に要した図書等
- 軽微な変更該当説明（証明）書（省エネ）

③完了検査時に準備していただく書類

- ☐ 工事施工者が作成する各工程の自主検査記録
- ☐ 構造上主要な部分、指定建築材料、省エネ基準関係資材・設備の納品書、納入仕様書等
- ☐ 各工程の工事写真

【2階建て木造住宅等における工事写真リストの例】

対象		写真の部分
材料		☐ 構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など
		☐ 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋交い、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	☐ 支持地盤の状況
	コンクリート打設前	☐ 配筋の状況（底盤、立ち上がり、開口補強、配管用スリーブ等）
		☐ アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック）
	コンクリート打設後	☐ 型枠の施工状況（各部の寸法、立ち上がり型枠補強）
		☐ 脱型時期の記録
☐ ジャンカ、コールドジョイント等の有無		
木造の部分		☐ 防腐防蟻処理の範囲
		☐ 柱、筋交い、耐力面材、火打ち材、桁行筋交い等構造材の配置
		☐ 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋交い脚部、火打、土台
		☐ 接合部に応じた接合具の種類、本数
		☐ 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根		☐ 瓦、屋根葺き材の留付状況
大臣認定品		☐ 耐力壁、準耐力壁等
外皮の部分 (省エネ関係)		☐ 外壁、屋根、床等の断熱材等の材料、設置・施工状況

④その他留意事項

- 検査に必要な書類や工事写真等が不足している場合、検査済証を交付できないことがあります。
- 完了検査の受検手続等については、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」及び「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」をご確認ください。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。